

香芝市都市公園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

香芝市長 三橋和史

香芝市条例第7号

香芝市都市公園条例等の一部を改正する条例
(香芝市都市公園条例の一部改正)

第1条 香芝市都市公園条例(昭和52年条例第14号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 公園の管理(第3条—第13条)

第2章の2 工作物等の保管の手續等(第13条の2—第13条の6)

第3章 雑則(第14条—第22条)

第4章 罰則(第23条—第26条)

附則

第7条中「市」を「香芝市(以下「市」という。)」に改める。

第7条の4第1項第2号中「損傷」を「損傷し、」に改め、同条に次の3項を加える。

- 3 第1項本文の規定にかかわらず、屋内プール全部専用利用(別表第1に掲げる香芝市スポーツ公園プールのうち、屋内プールその他市長が規則で定める施設を団体で専用して利用することをいう。以下同じ。)をしようとするものは、市長の許可を受けなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の許可をする場合に準用する。この場合において、第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「前項」とあるのは「次項」と読み替えるものとする。
- 5 屋内プール全部専用利用及び屋内プール一部専用利用(別表第1に掲げる香芝市スポーツ公園プールのうち、屋内プールの特定のコースを団体で専用して利用することをいう。以下同じ。)は、次に掲げる目的のための利用に限るものとする。
 - (1) 香芝市立の小学校及び中学校の授業
 - (2) 市長が必要と認める大会
 - (3) 市又は別表第1に掲げる香芝市スポーツ公園プールに係る指定管理者が行う事業

第16条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第2号中「本

市」を「市」に改める。

(香芝市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 香芝市都市公園条例の一部を改正する条例(令和7年条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1の改正規定中「別表第1」を「別表第1中「第7条関係」を「第7条、第7条の4関係」に改め、同表」に改める。

別表第3の改正規定を次のように改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第11条の2、第21条の6関係）

1 有料公園施設の使用料
 (1) 香芝市高塚グラウンド

区分	8:00～10:00	10:00～12:00	12:00～14:00	14:00～16:00	16:00～18:00	18:00～21:00
	850円	850円	850円	850円	850円	1,200円
<p>備考</p> <p>1 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合は、次の場合をいう。</p> <p>(1) 入場料を徴収する場合</p> <p>(2) 商品等を展示し、又は販売する場合</p> <p>(3) その他これらに準ずる場合</p> <p>2 使用時間を超過して使用する場合は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。</p> <p>3 香芝市内に在住し、又は在勤する者（以下「在住在勤者」という。）以外の者が使用する場合は、上記区分の2倍に相当する額とする。</p>						

(2) 香芝市高塚テニスコート

区分（1コートにつき）	7:00～9:00	9:00～11:00	11:00～13:00	13:00～15:00	15:00～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00
	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円
<p>備考</p> <p>1 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合は、次の場合をいう。</p> <p>(1) 入場料を徴収する場合</p> <p>(2) 商品等を展示し、又は販売する場合</p> <p>(3) その他これらに準ずる場合</p> <p>2 使用時間を超過して使用する場合は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。</p> <p>3 在住在勤者以外の者が使用する場合は、上記区分の2倍に相当する額とする。</p>							

(3) 香芝市スポーツ公園プール

室名	区分		使用料
プール	夏期	高校生以上	1日当たり800円 回数券（11日分）8,000円
		小・中学生	1日当たり400円 回数券（11日分）4,000円
	夏期以外	高校生以上	1日当たり600円 回数券（11日分）6,000円
		小・中学生	1日当たり300円 回数券（11日分）3,000円
	屋内プール全部専用利用		1時間当たり16,000円

	屋内プール一部専用利用			1コースにつき1時間当たり 1,800円		
室名	区分及び使用料					
多目的室	9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	9:00～17:00	12:00～21:00	9:00～21:00
	2,000円	3,000円	3,000円	5,000円	6,000円	8,000円
会議室	9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	9:00～17:00	12:00～21:00	9:00～21:00
	2,000円	3,000円	3,000円	5,000円	6,000円	8,000円
備考						
1 「夏期」とは、7月1日から9月30日までをいう。						
2 小学校就学前の乳児及び幼児のプールの使用料並びに第7条の4第5項第1号に掲げる目的のため屋内プール全部専用利用をする場合における当該利用に係る使用料は、無料とする。						
3 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合は、次の場合をいう。						
(1) 入場料を徴収する場合						
(2) 商品等を展示し、又は販売する場合						
(3) その他これらに準ずる場合						
4 使用時間を超過して使用する場合は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。						
5 在住在勤者以外の者が使用する場合は、上記区分の2倍に相当する額とする。						

2 附属設備及びその使用料

規則で定める附属設備については当該規則で定める額

附 則

この条例中第1条の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。